

# 原盤使用許諾契約書

原盤権利者（以下、甲といいます）と 配信事業者（以下、乙といいます）とは、甲が権利を保有する原盤を乙が携帯電話向けの音楽配信のために使用することに関して、次の通り契約を締結します。

## 第1条(用語の定義)

- 本契約において使用される用語については、それぞれ次の通り定義します。
  - 実演  
歌唱、演奏、口演、朗詠、その他一切の芸術的な行為をいいます。
  - 原盤  
アーティストの実演(打ち込みによる音の創作を含みます)、伴奏効果音、背景音等を収録した磁性テープ、その他将来開発され得る一切の固定媒体で、インタラクティブ配信に適するものをいいます。
  - 本件原盤  
本契約に基づいて甲が乙に供給する原盤をいいます。
  - アーティスト  
本件原盤にその実演が収録されている者をいいます。
- その他の用語の解釈については、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に従うものとします。

## 第2条(目的)

甲は乙に対し、乙が本件原盤を携帯電話での使用を目的とした音楽再生データとして、ネットワークを介して携帯電話に自動公衆送信(送信可能化を含みます)して使用することを非独占的に許諾します。

## 第3条(権利の帰属)

本件原盤に係るすべての権利(所有権、レコード製作者の有する一切の権利、アーティストの実演に係る一切の権利を含みます)は、甲に帰属します。

## 第4条(実演家人格権の尊重)

乙は本件原盤の使用にあたり、アーティストの名誉もしくは声望を害するなどして実演家人格権を侵害しないように十分留意するものとします。

## 第5条(原盤使用料)

- 乙は甲に対し、本契約期間中、本件原盤の使用料として以下の対価を支払うものとします。なお、当該原盤使用料にはアーティスト、ディレクター、プロデューサー等、本件原盤の制作に関与した者のすべての対価が含まれているものとします。

(a) 1ダウンロード毎課金により販売するとき:

本件原盤のダウンロード1回あたりの販売価格× \_\_\_\_%×ダウンロード数

(b) その他の方法により販売するとき:

甲乙が別途協議の上、決定することとします。

2. 乙は、本件原盤を試聴、広告宣伝、販売促進のために無償で使用することができます。この場合の試聴とは、原則として、1曲につき45秒以内のストリーミング配信、又は再生1回の制限付きダウンロード配信によるものとします。

#### 第6条(消費税)

乙は、本契約に定める甲に対するすべての支払いに際して、法律に定めるところにより、消費税を加算するものとします。

#### 第7条(支払方法)

乙は、四半期毎(3月、6月、9月、12月の各月末日締切)に本件原盤の配信実績を集計し、甲に支払うべき原盤使用料を計算した明細書を各締切の翌月末日までに甲に提出するものとします。その後、乙はこの明細書に基づき各締切の翌々月末日までに甲の指定する銀行口座へ原盤使用料を支払うものとします。この際の振込手数料は乙が負担するものとします。なお、乙は各四半期における原盤使用料の最終支払額が金5,000円未満の場合、翌期に繰り越してその合計額が5,000円になるまで最大1年間支払を保留することができるものとします。

#### 第8条(サービス内容の確認)

甲は、乙が行う音楽配信のサービス内容を確認書において確認することとします。また、本契約期間中にサービス内容が変更または追加される場合、乙は甲に対して事前に通知し、甲から書面による承諾を得るものとします。

#### 第9条(販売資料等の利用)

乙は、本契約期間中、インタラクティブ配信の広告・宣伝のために、アーティストの氏名、芸名、肖像、筆跡、経歴等を甲の承認する範囲で使用することができるものとします。

#### 第10条(保証)

1. 甲及び乙は、本契約を締結の上履行するに必要かつ十分な権利、権限及び能力を有し、本契約に関していかなる第三者からも異議がなされないことを互いに保証します。
2. 甲は乙に対し、本件原盤が甲によって適法に制作されたものであることを保証します。したがって、万一、第三者より乙に対して、本件原盤について何らかの権利の主張または異議の申立てがなされた場合は、甲は自己の責任と費用負担をもってこれを解決し、乙に一切の迷惑や負担を及ぼさないことをここに約束します。

#### 第11条(著作権使用料)

本件原盤に収録された音楽著作物に関する乙の利用に係る著作権使用料は、乙がこれをすべて負担します。

#### 第12条(契約期間・地域)

1. 本契約の有効期間は\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までの\_\_年間とします。但し、本契約の期間満了の3ヵ月前までに甲又は乙のいずれか一方が相手方に対し、書面による本契約の終了、変更等の意思表示をしない限り、本契約は同一条件で1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とします。
2. 本契約の適用地域は、日本国内とします。

#### 第 13 条(契約終了後の措置)

1. 本契約の終了により、乙は本契約により取得した一切の権利を失います。
2. 本契約が終了した場合、乙は甲からの指示に基づき、貸与された本件原盤の複製物を甲に返却するか、あるいは廃棄するものとし、配信システムに収納された本件原盤のデータを可及的速やかに消去するものとします。

#### 第 14 条(権利譲渡)

甲乙両者は本契約に基づいて取得した権利あるいは契約上の地位の全部または一部を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡又は質入れ等担保に供することができないものとします。

#### 第 15 条(配信の義務)

乙は、この契約の締結日から 60 日以内に本件原盤すべてについて本件サービスを開始する義務があるものとし、甲は、乙がこの期間内に正当な理由なく本件サービスを開始しなかった原盤について、本件原盤から除外することが出来るものとします。また、乙は、本条により本件原盤から除外された原盤の複製物を、甲に返却又は甲の同意を得て消去若しくは廃棄するものとします。

#### 第 16 条(反社会的勢力との関係排除)

甲乙は、犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、指針といいます)を尊重し、自己及び自己の関係者について以下の各号に掲げる事項を表明し保証します。万一、甲乙のいずれかが本条に違反したことが明らかになった場合、他の契約当事者は催告及び自己の債務の提供を要せず直ちに当該違反者の本契約上の地位を喪失させることができます。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力(指針に記載のものと同義とし、以下、反社会的勢力といいます)でないこと。
- (2) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していないこと。
- (3) 反社会的勢力に対し便宜を供与しまたは資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
- (4) 直接、間接を問わず反社会的勢力を利用しないこと。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、出資者に対し詐術、暴力的行為または不当な要求を行わないこと。

#### 第 17 条(守秘義務)

甲乙両者は、本契約の有効期間中は勿論のこと、本契約の終了後といえども、本契約及びこれに付帯する覚書等の内容ならびに本契約の締結に基づき知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩しないものとします。

#### 第 18 条(修正変更)

本契約の修正変更は、書面による甲乙両者の合意がない限り効力を有しないものとします。

#### 第 19 条(契約違反)

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また

違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

第 20 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙